平成２６年（フ）第３８５号
神奈川県海老名市国分北３丁目28番17号
債務者　畠山トキ子（旧姓田場）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７１号
愛知県岡崎市藤川町字一里山北53番地　ヒルズ藤川１―D
債務者　井越　恭子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午後３時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
東京都八王子市東浅川町27番地１島村マンション201号
債務者　西原　路世（旧姓江浦）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２２８４号
神奈川県茅ヶ崎市中島1160番地１　根岸ハイツ202
債務者　山本　裕美
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２号
神奈川県藤沢市柄沢149番地の１　湘南カームライズ502号室
債務者　辻本　　賢
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６３号
神奈川県藤沢市石川１丁目13番地の15　クレメント湘南101
債務者　佐藤　淳二
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８７号
静岡市葵区足久保口組2810番地の24
債務者　大竹　　薫
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１号
岡山県赤磐市山陽７丁目１番２―104号
債務者　土井　翔太
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７号
釧路市新富士町４丁目２番25号
債務者　小原　綾子（旧姓澤野・名塚・土岐）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第９３号
栃木県矢板市荒井615番地419
債務者　福田　勝利
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９３号
静岡市葵区南沼上３丁目６番31号、旧住所静岡市葵区瀬名川１丁目14番53―２号
債務者　小路　信男
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９４号
静岡市葵区南沼上３丁目６番31号、旧住所静岡市葵区瀬名川１丁目14番53―２号
債務者　小路　貞子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４８号
横浜市青葉区奈良１丁目14番地８　アザール・カモ202
債務者　山崎　明子（旧姓品田）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４号
長崎県松浦市志佐町高野免1064番地１、従前の住所長崎県北松浦郡小佐々町黒石免615番地11
債務者　中村　一男
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係